

岩手県告示第 700 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 6 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人石鳥谷町社会福祉協議会	花巻市石鳥谷町好地第 6 地 割 10 番地 3	石鳥谷町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	花巻市石鳥谷町好地第 6 地 割 10 番地 3	平成 18 年 4 月 2 日
社会福祉法人大迫町社会福祉協議会	花巻市大迫町大迫第 13 地 割 23 番地 1	大迫町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	花巻市大迫町大迫第 13 地 割 23 番地 1	平成 18 年 4 月 2 日
社会福祉法人 東和町社会福祉協議会	花巻市東和町安俣 6 区 71 番地	東和町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	花巻市東和町安俣 6 区 71 番地	平成 18 年 4 月 2 日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人石鳥谷町社会福祉協議会	花巻市石鳥谷町好地第 6 地 割 10 番地 3	石鳥谷町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	花巻市石鳥谷町好地第 6 地 割 10 番地 3	平成 18 年 4 月 2 日
社会福祉法人大迫町社会福祉協議会	花巻市大迫町大迫第 13 地 割 23 番地 1	大迫町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	花巻市大迫町大迫第 13 地 割 23 番地 1	平成 18 年 4 月 2 日
社会福祉法人 東和町社会福祉協議会	花巻市東和町安俣 6 区 71 番地	東和町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	花巻市東和町安俣 6 区 71 番地	平成 18 年 4 月 2 日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人石鳥谷町社会福祉協議会	花巻市石鳥谷町好地第 6 地 割 10 番地 3	石鳥谷町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	花巻市石鳥谷町好地第 6 地 割 10 番地 3	平成 18 年 4 月 2 日
社会福祉法人大迫町社会福祉協議会	花巻市大迫町大迫第 13 地 割 23 番地 1	大迫町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	花巻市大迫町大迫第 13 地 割 23 番地 1	平成 18 年 4 月 2 日
社会福祉法人 東和町社会福祉協議会	花巻市東和町安俣 6 区 71 番地	東和町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	花巻市東和町安俣 6 区 71 番地	平成 18 年 4 月 2 日